



ミツヒロニュース



立春です。新年を迎えて早々、地震が起き、さらに今年は地震が多く発生するのではとされています。何が起きても対応できるよう災害防災用品の準備を怠らず備えてください。

また、新 NISA の制度が 1 月から始まり、多くの方が口座を開設して投資を始めています。一度に投資するのではなく、毎月一定額を継続していくことが大切です。無理なくできる範囲で投資をしましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇「能登半島地震に係る義援金等について」
- ◇「寄附金控除について」
- ◇「災害に関する税務上の取扱いについて」
- ◇「所得税・住民税の定額減税の扱いについて！」
- ◇今月のおすすめセミナー「税制改正セミナー」
- ◇あとがき「成長投資枠の使い道」



能登半島地震に係る義援金等について

令和 6 年（2024 年）1 月に発生した能登地方を震源とする地震におきましては、被害にあわれた皆様、ご家族の皆様、今なお避難生活を送られている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し深くお悔やみを申し上げます。

被災地においては被害が極めて甚大であることから、活動に要する費用もかなりの額にのぼると考えられます。現地へ赴いて活動はできなくても、何かできることはないかと考えているところです。

中央共同募金会では、「令和 6 年能登半島地震」により被災された方を支えるため、災害ボランティア活動に対する助成事業を、「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ・令和 6 年能登半島地震）」として実施し、ボランティア団体・NPO 団体の活動を支援するとのことです。

また、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、税務署で確認できれば、その義援金は「**国等に対する寄附金**」として税制上の優遇措置を受けることができます。

その他、ふるさと納税を利用することで、自治体へダイレクトに寄附ができます。返礼品をご希望されない寄附をお申込みの場合、お申込み金額の全額が同自治体に届けられます。また、自治体から寄附金受領証明書が発行されるため、所定の手続きを行うことで住民税や所得税の還付・控除の対象となります。

■ 税制上の優遇措置

国、地方公共団体に対する寄附金、「指定寄附金」については、以下のような税制上の優遇措置が適用されます。

① 個人で寄附した場合

個人からの寄附金は、寄附金控除の対象となります。

寄附金額と年間所得の 40% のどちらか低い方の金額から 2 千円を控除した金額を、所得から控除することができます。

② 法人が寄附する場合

法人（企業）からの寄附金は、全額が損金算入の対象となります。

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

■ 税務申告に必要な書類

確定申告を行うに当たり、例えば、次の書類が寄附したことを証する書類に該当します。

- ① 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）
- ② 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え

義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて、添付または提示してください。

寄附金控除について

税法では寄附することを奨励する観点から、寄附金に対して税金を一部免除する特例が設けられていますので、ご紹介します。

1. 所得税

■ 寄附金控除の対象は限定されています

寄附金ならなんでもいいというわけではなく、寄附金控除の対象となる特定寄附金を限定列挙しています。

1. 国や地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税もこれに含まれます。）
2. 公益法人、公益財団法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの
3. 日本赤十字社、日本育英会、国際交流基金など特定の公益法人に対する寄附金
4. 認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人）に対する寄附金

個人が、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人（認定NPO法人。以下「認定特定非営利活動法人等」といいます。）に対し、その認定特定非営利活動法人等の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなされます。

なお、私立学校や特定の個人、任意団体などへ寄附は、寄附金控除の対象となりません。学校の入学に関する寄附金や政治資金規正法に違反するもの、寄附した者に特別の利益が及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象となりません。

■ いくら控除されるのか？

「その年にした寄附金の合計額（年間所得の40%相当額が限度） - 2千円」が年間所得から控除されます。控除を受けるための手続として**確定申告が必要**です。なお、寄附金控除を受けなくても所得税負担がゼロの方は、還付も減少もありません。

また、地方公共団体の場合はふるさと納税に該当する場合があります。

2. 法人税

■ 寄附金の区分

法人が支払う寄附金は、一定額が損金に算入されますが、次の区分によって損金算入限度額が異なります。

1. 国や地方公共団体に対する寄附金
2. 「指定寄附金」公益法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの（日本赤十字社の事業のうち財務大臣の指定したもの等）
3. 「特定寄附金」認定NPO法人・特定公益増進法人等に対する寄附金（日本赤十字社の事業全般・(社)日本ユネスコ協会連盟・(財)ひろしま国際センター等）
4. 一般の寄附金

※企業が、お金ではなく製造している自社製品を提供したいという場合、お金の寄附に加え、こうした物品の提供についても金額換算して寄附として取り扱うことが可能です。

■ 損金算入限度額

1. 国や地方公共団体に対する寄附金、「指定寄附金」については、**全額が損金になります**
2. 「特定寄附金」に係る損金算入限度額 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5\%) \times 1/2$
3. 一般の寄附金に係る損金算入限度額 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/2$

■ 会社と個人の寄付は区別してください

会社が行った寄附は一定限度まで会社の費用として損金算入が認められます。しかし、経営陣の出身校などに会社が寄附したような場合は、経営陣個人が負担すべきものとして、役員賞与とみなされる場合があります。役員賞与は、税務上、個人・法人それぞれで税金を払うこととなりますので、注意が必要です。

災害に関する税務上の取扱いについて

災害に関して法人や事業を営む個人が、取引先などに支出する費用の現行の主な税務上の取扱いについてまとめてみました。参考にいただければと思います。

1. 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与、役務の提供のために要した費用は、交際費等に該当しないもの（販売促進費などの名目）として損金の額に算入されます。

（注）1）自社の製品等を取り扱う小売業者等に対して災害により滅失又は損壊した商品と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合も含まれます。

2）事業用資産には、当該法人が製造した製品及び他の者から購入した物品で、取引先の事業の用に供されるもののほか、当該取引先の福利厚生の一環として被災した従業員等に供与されるものを含むものとします。

[\(措通\(法\)61の4\(1\) - 10の3\)](#)

2. 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた得意先等の取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用（取引先支援損などの名目）として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する得意先等の取引先には、同様に取り扱われます。

（注）1）「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれます。

2）売掛債権の免除等は、書面をもって行うことが前提とされています。なお、その書面は、公正証書以外のものでも差支えありません。

[\(法基通9-4-6の2、措通\(法\)61の4\(1\) - 10の2\)](#)

3. 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金とはされません。

[\(法基通9-4-6の3\)](#)

4. 自社製品等の被災者に対する提供

特定のごく限られた者のみに対する贈答（利益供与）を目的としたものは除き、法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます。

なお、自社製品等とは、原則として法人が製造等を行った製品でその製品に法人名が表示されているものをいうと解されていますが、法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、企業のイメージアップなど実質的に宣伝的効果を生じさせるようなものであれば、これに含めて差し支えないと考えられます。

また、自社製品等の提供は、物品の提供に限定されているわけではなく、その法人の業務がサービスの提供である場合の役務の提供、法人の社宅や研修所等を緊急避難的に被災者に提供した場合も、ここにいる自社製品等の提供に含まれます。

[\(法基通9-4-6の4、措通\(法\)61の4\(1\) - 10の4\)](#)

【参考 税務研究会 「法人税法基本通達逐条解説」】

税制改正で予定されている 所得税・住民税の定額減税の扱いについて

デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・住民税の4万円の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていくこととなっていますが、それに関して次の方法が予定されています。

(1) 全体像

対象者	本人(※)+同一生計配偶者+扶養親族で1人あたり所得税3万円、住民税1万円 ※合計所得金額1,805万円以下(年収2,000万円以下相当)			
給与所得者	所得税の減税	6月給与から順次控除	住民税の減税	6月は0円 7月～翌年5月で減税後の税額を11等分
年金受給者		6月分から順次控除		10月分から順次控除
事業所得者		7月予定納税から順次控除		6月分から順次控除

(2) 対象者の要件

- ・居住者の「令和6年分の所得税額」と「令和6年度分の住民税の所得割の額」から「特別控除の額」を控除する。
- ・ただし、「令和6年分の所得税」と「令和6年度分の住民税(令和5年分の所得)」に係る合計所得金額が1,805万円超の高額所得者を除く。

(3) 特別控除の額

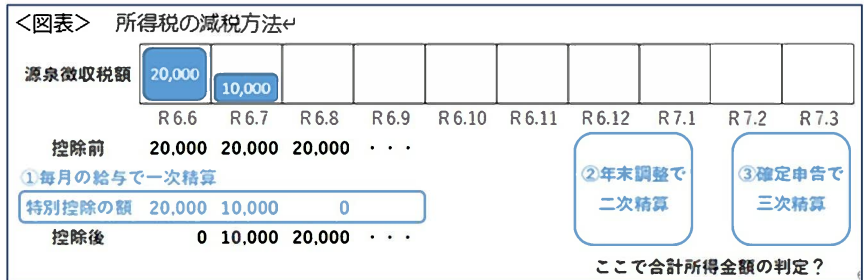
<内容>

■計算式 ※全て「居住者」に限定

- ① 所得税(令和6年分) 本人分 3万円 + (同一生計配偶者+扶養親族)の人数 × 3万円
- ② 住民税(令和6年度分) 本人分 1万円 + (控除対象配偶者+扶養親族)の人数 × 1万円
- ③ 住民税(令和7年度分) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者 1万円

(4) 減税方法

- ・所得税は、原則として「確定申告」で所得税額から特別控除の額を控除する。
- ・しかし令和7年3月以降の減税となるため、納税者ができる限り早く減税効果を実感できるよう、令和6年6月以降にそれぞれの方法で減税が実施される。



参考文献: ■中国新聞 ■ゆりかご

2 今月のお勧めセミナー

February

「令和6年度 税制改正セミナー」を
2月21日(水) 13:30から開催します。

(当社グループ会社(株)DEPS主催)

昨年12月に与党税制改正大綱が発表されました。本セミナーでは、セミナー当日までに税制改正大綱で公表される令和6年度税制改正について解説いたします

あとがき 和田です。新NISAが始まったので、早速つみたて投資枠を設定してみました。悩んでいるのは成長投資枠の使い道です。最終的には非課税枠の全てをつみたて枠で埋めるつもりですが、積み上がるまでの間は、成長投資枠の活用も考えています。ネットなどではNTTやJTなどの個別株などの購入を勧めるような記事が散見されますが、その記事を見ている人が多いのか、直近でそれらの株が値上がりしています。トランプ政権の再来によるドル安政策や日銀の利上げによる急激な円高の可能性があるので、しばらくは様子見しようと思いますが、いいタイミングで個別株を購入できたらと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから!

